

教育委員会名	愛媛県教育委員会
--------	----------

I 概要

1 選択したテーマ

テーマ	取組項目	選択
①人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるための校内支援体制に関する研究	(ア) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、原則、保護者が医療的ケアを実施しないかつ学校における待機が不要な医療的ケア実施体制を構築するための研究	○
	(イ) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、保護者と看護師・教員等との役割を明確に分担し、保護者の負担軽減を図るための医療的ケア実施体制を構築するための研究	○
②人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを含めた学校における医療的ケア実施に対応するための医療的ケア実施マニュアル等策定に関する研究	(ア) 人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケアを実施するための医療的ケア実施マニュアル等を策定するための研究	○

2 研究の概要

<p>① 人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるための校内支援体制に関する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師や学識経験者等を委員とした、特別支援学校医療的ケア実施体制充実事業運営協議会（以下、「運営協議会」という。）を設置し、高度な医療的ケアに対応した実施体制の構築に向けた協議を進めた。 ○ 県教育委員会が医療的ケアに精通した医師を医療的ケア指導医（以下、「指導医」という。）として委嘱し、医療的ケア実施場面の視察、校内医療的ケア安全委員会等での助言、必要に応じて主治医に対する意見具申等、教員や看護師が直接指導医と連携できる体制を整えた。 <p>② 人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを含めた学校における医療的ケア実施に対応するための医療的ケア実施マニュアル等策定に関する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度に試案として作成した「特別支援学校における医療的ケアガイドブック（以下、「医療的ケアガイドブック」という。）」を、学校関係者や運営協議会委員からの意見を踏まえて見直した。 ○ 各モデル校の実情に応じて、現行の医療的ケア実施マニュアル等の見直し・改善を
--

行った。

3 研究の内容等

(背景・課題意識・提案理由)

本県では、平成 15 年度から県立特別支援学校に看護師を配置し、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の増加に合わせて、順次増員してきた。また、平成 25 年度からは特定行為業務従事者の認定を受けた教員（以下、「認定教員」という）と看護師が連携して医療的ケアを実施する体制を構築している。

2つのモデル校では、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が年々増加するとともに、医療的ケアの内容が複雑・多様化してきている。平成 31 年度、しげのぶ特別支援学校には、人工呼吸器装着の児童生徒が 9 名在籍している（平成 29 年度：5 名、平成 30 年度：6 名）。また、新居浜特別支援学校川西分校には、現在人工呼吸器装着の児童生徒の在籍はないが、今後、特定行為以外の医行為が必要な児童生徒が増加していくことを鑑みると、教員と看護師、学校と医療との連携・協働による医療的ケア実施体制の充実を図る必要がある。

(モデル校の選定理由)

<モデル校①しげのぶ特別支援学校>

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が、県内で最も多く在籍する肢体不自由・病弱特別支援学校であり、高度な医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が多数在籍している。隣接する県立子ども療育センターの協力を得ながら、保護者の意向を踏まえた安全・安心な医療的ケア実施に向けて、平成 29 年度から本事業のモデル校として、保護者の付添い不要な医療的ケア実施体制の構築に向けて研究に取り組んできた。しかしながら、高度な医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の一部で、保護者に校内待機を依頼している状況であることから、モデル校として継続して研究を行う必要があると捉え選定した。

<モデル校②新居浜特別支援学校川西分校>

本校は、平成 27 年度に開校した学校で県内に 3 校ある肢体不自由特別支援学校の 1 つである。平成 30 年度、カフアシストの使用等、特定行為以外の医療的ケア児の在籍があるとともに、人工呼吸器の管理が必要な幼児の教育相談に対応している。しげのぶ特別支援学校と異なり、病院が隣接していない学校であるため、教員や看護師は、高度な医療的ケアを必要とする児童生徒の受け入れについて不安を感じていることから、今後の高度な医療的ケアを必要とする児童生徒の受け入れを想定した校内の体制作り（実施体制の見直し、指導医との連携、緊急時の対応、認定教員の活用）に関する研究を行う必要があると捉え選定した。

(事業の目標)

- 各モデル校に指導医を委嘱し、医療的ケア実施場面の状況把握や校内医療的ケア安全委員会等での助言を受けるシステムを構築し、校内支援体制の充実を図る。
- 学校医・指導医・医療機関・大学等との連携・協働の下、安全・安心な医療的ケア実施体制を構築する。
- 医療的ケア関係者の役割分担の明確化や協働体制の充実化を図り、学校と教育委員会

が連携して各校の医療的ケア実施マニュアル等の策定や見直しを行うとともに、本県の特別支援学校における医療的ケアガイドブックを策定する。

(研究仮説)

各モデル校において本事業の研究を推進することにより、学校や県教育委員会が関係する病院や大学等と連携し、これまでの医療的ケア実施体制の見直しや検証を行うことで、高度な医療的ケアを含めた実施体制の充実を図ることができる。また、指導医による学校における医療的ケアへの関与により、校内の医療的ケアの指示体制や役割が明確になり、看護師と認定教員の協働が図られる。このことから、医療的ケア児の保護者が付添うことなく、安心して学校に子どもを預けることのできる支援体制の構築が可能となる。さらに、各モデル校において策定した医療的ケア実施マニュアル等を参考にすることで、他の医療的ケア実施校における医療的ケア実施マニュアル等の策定につなげることができる。そして、医療的ケアガイドブックの策定は、全ての関係者や関係機関が、共通理解のもと、連携・協働による医療的ケア実施体制を構築し充実させることにつながると考える。

(取組内容)

(1) 県教育委員会の主な取組

- ① 運営協議会の設置
- ② 指導医の委嘱
- ③ 高度な医療的ケア実施に関する意識調査の実施
- ④ 医療的ケアガイドブックの策定

(2) 各モデル校の主な取組

- ① 指導医との連携
- ② 医療的ケアに関する研修体制の充実
- ③ 校内医療的ケア実施体制の見直しと医療的ケア実施マニュアル等の検証
- ④ 緊急時の体制整備
- ⑤ 先進地域等の視察による情報収集の実施
- ⑥ その他実践研究

(評価の観点及び評価の方法)

- 指導医と学校の連携が図られ、より安全・安心な校内支援体制の充実が図られたか。
- 学校と県教育委員会が連携して、各校の医療的ケア実施マニュアルの策定、見直しを図るとともに、今後の本県の医療的ケアの指針となる医療的ケアガイドブックの策定に向けた検証ができたか。

4 事業を通じて得られた主な成果

- 運営協議会の設置による成果
運営協議会において、医師等から専門的な意見を得ることにより、高度な医療的ケアが必要であっても、安全・安心な学校生活を送れるよう、実施体制を整えることができた。
- 指導医の配置・活用による成果
医師が常駐しない学校において、指導医との連携は大きな力となった。また、指導医の巡回指導は、学校の現状を知ってもらえる良い機会となるとともに、校内で生じる医療的ケアに関する疑問や課題に関して、その都度専門的な指導・助言を得られるため、教員や

看護師の不安解消と専門性の向上につながった。

○ 保護者の負担軽減が図られた成果

指導医との連携や外部講師を招いての研修、先進地域視察等を重ねてきたことで、医療的ケア開始のタイミングや引継ぎについて、真に必要とする期間を判断し、人工呼吸器装着児を含むすべての医療的ケア児に対して、保護者付添いをなくすための取組を行うことができた。令和元年度は、モデル校2校において、医療的ケアの申請のあった児童生徒のほぼ全員が、看護師による医療的ケアを開始し保護者の付添いがなくなるなどの成果が出ている。

また、校外学習に看護師が帯同することで、保護者の付添いが不要となり、保護者の負担が軽減されるとともに、保護者の付添いができないことで欠席することがなくなり、医療的ケア児の学習機会の確保につながった。

○ 医療的ケア実施マニュアル等の策定による成果

各ガイドラインや医療的ケア手技マニュアルは、医療的ケアの指針となり、保護者説明の根拠となり得るものになっている。また、医療的ケアガイドブックを活用することで、学校関係者だけでなく保護者や医療機関等の関係者全員がそれぞれの役割を共通理解した上で連携・協働し、さらなる医療的ケア実施の充実につながることが期待できる。

5 課題と今後の方策

○ 現在設置している運営協議会は、本事業の研究推進のために設置されたものであるが、今後、県全体の特別支援学校における安全・安心な医療的ケアを実施するために、実務者や有識者等による運営協議会を引き続き設置する必要がある。

○ 今後も引き続き県教育委員会が指導医を委嘱し、必要に応じて学校に対して指導・助言できる体制を整える。

○ 本事業で作成した各モデル校の医療的ケア実施マニュアルや医療的ケアガイドブックは、今後、学校において高度な医療的ケアに対応した実施体制を構築させる際の、貴重な参考資料となる。今後も、随時見直しと修正を繰り返していく。

○ 看護師や教員の知見を深めるため、各校で研修会を実施しているが、今後、新たに県教育委員会が主催する各学校の看護師悉皆の研修会を検討する。